

## 【共通パターン】

●●年●●月●●日 ●●時

富田林市長

### 避難実施要領

#### 1 事態の状況、避難の必要性

- ・避難を必要とする事態の状況等

#### 2 避難の方法

- ・要避難地域の対象住民（地区）、集合場所
- ・避難の開始、終了時間
- ・避難先
- ・避難のための運送手段

※避難誘導の方法については、各現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が変化し、避難措置の指示及び避難の内容に変更が生じた場合には、本要領についても併せて修正する。

#### 3 避難住民の誘導

##### （1）市の体制、職員の配置

###### ア 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置

- ・●●年●●月●●日 ●●時●●分 市対策本部の設置  
富田林市消防庁舎 5階【連絡先（電話番号）：0721-25-1000】
- ・現地対策本部等を設置する場合は、設置時期、場所等

###### イ 市の体制、職員の配置

- ・各部局の役割
- ・住民の避難誘導にあたる職員及び消防団員の派遣の時期、場所等

##### （2）避難住民の誘導に係る調整

###### ア 職員間の連絡手段

- ・職員間の連絡方法、連絡先

###### イ 関係機関との調整方法

- ・関係機関の連絡先
- ① 富田林警察署 0721-25-1234
  - ② 消防本部 0721-23-0119
  - ③ 陸上自衛隊第37普通科連隊 0725-41-0090

### (3) 避難実施要領の住民への伝達

- ・防災行政無線、市広報車や消防車両等、ウェブサイト、SNS等あらゆる手段を活用して伝達する。
- ・上記と並行し、町会・自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等に電話、FAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ・避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- ・近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ・報道機関等に対し、避難実施要領の内容を提供する
- ・避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難行動要支援者支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける
- ・外国人市民など、日本語に不慣れな人に対しては、国際交流協会等と連携し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

### (4) 一時集合場所への移動

- ・一時集合場所への住民の避難は、健常者は徒歩により行う。
- ・自力避難困難者の避難については、避難行動要支援者支援プラン等に沿って必要な対応を行う。

### (5) 指定避難施設等への移動

- ・指定避難所等を開設した場合は、関係機関や要避難地域所在の住民に伝達する。
- ・避難者の状態に応じて、関係機関等と連携した支援を行う。

## 4 避難の実施に必要な事項

### (1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導に当たる職員及び消防団員は、防災服・活動服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、身分証明書等を携行すること。
- ・誘導その他の行動に当たっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員（自分自身含む）の安全を確保した上で、必要に応じて警告、指示を行い、警察等に通報すること。

### (2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等を着用すること。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明書を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参すること。

- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- ・一時集合場所までの移動に際しては、隣近所の人に声をかけて行動すること。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡手段を確保しておくこと。

### (3) 安全の確保

- ・避難誘導に当たる職員及び消防団員の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、必要に応じて、関係機関と連携を図る。
- ・生物剤又は化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導に当たる職員に防護服を着用させる。  
また、危険区域外において除染後、誘導を実施し、二次被害を防止する。